

所沢市における「義務付け・枠付けの見直し」に関する条例制定状況

条例名	根拠法律名	条例に委任された内容	条例の概要	施行日	所管課
所沢市立公民館設置及び管理条例	社会教育法	公民館運営審議会の委員の委嘱に当たり満たすべき基準を条例委任	これまで全国一律に定められていた公民館運営審議会の委嘱基準、定数及び任期等を、文部科学省で定める基準を参酌して、地方公共団体が条例で定めること等とされました。	平成24年4月1日	社会教育課 04-2998-9242
所沢市立所沢図書館設置条例	図書館法	図書館協議会の委員の任命に当たり満たすべき基準を条例委任	図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たり参酌すべき基準として、文部科学省令では、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することがあります。本市においては当該条例委任事項につきまして、すでに条例に明文化しています。	平成24年4月1日	所沢図書館 04-2995-6311
所沢市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例	介護保険法	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち、指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準を条例委任 指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準(申請者が法人でないときは指定不可)を条例委任 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準(申請者が法人でないときは指定不可)を条例委任 	<p>これまで全国一律に定められていた指定地域密着型介護老人福祉施設の指定対象となる施設及びその入所定員に係る基準を、介護保険法で定める29人以下の範囲で市町村の条例で定めることとされました。</p> <p>また、同様に全国一律に定められていた指定地域密着型(介護予防)サービス事業者の申請者の法人格の有無に係る基準を、厚生労働省令で定める基準に従い市町村の条例で定めることとされました。</p> <p>いずれも従うべき基準であることから、国が法令で定める基準と同じ内容を条例基準として決めました。</p>	平成25年4月1日	高齢者支援課 04-2998-9120
所沢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	介護保険法	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型サービスに従事する従業者の員数に関する基準を条例委任 指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を条例委任 	<p>これまで全国一律に定められていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を、市町村の条例で定めることとされました。</p> <p>市町村に裁量のある「参酌すべき基準」等について検討した結果、次の5点を本市独自の基準として決めました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の宿泊を伴うサービスについて、トイレと洗面設備の設置を明記 2 地域密着型介護老人福祉施設の居室定員について、プライバシーが確保される場合は4人部屋まで可能とする 3 事業所内に掲示する事項について、非常災害に関する計画と苦情処理の体制を追加 4 サービス提供に関する記録について、一部の記録の保存期間を2年間から5年間に変更 5 市外に所在する事業所について、所在地市町村の基準を本市の基準とみなすことができることとする 	平成25年4月1日	高齢者支援課 04-2998-9120

条例名	根拠法律名	条例に委任された内容	条例の概要	施行日	所管課
所沢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例	介護保険法	<ul style="list-style-type: none"> 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準を条例委任 指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営等に関する基準を条例委任 	<p>これまで全国一律に定められていた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を、市町村の条例で定めることとされました。</p> <p>市町村に裁量のある「参酌すべき基準」等について検討した結果、次の4点を本市独自の基準として決めました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者の宿泊を伴うサービスについて、トイレと洗面設備の設置を明記 2 事業所内に掲示する事項について、非常災害に関する計画と苦情処理の体制を追加 3 サービス提供に関する記録について、一部の記録の保存期間を2年間から5年間に変更 4 市外に所在する事業所について、所在地市町村の基準を本市の基準とみなすことができることとする 	平成25年4月1日	高齢者支援課 04-2998-9120
所沢市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を条例委任	<p>次に掲げた特定公園施設についての基準を国土交通省令を参酌し条例で決めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園路及び広場の基準(幅、構造、勾配、等) ・屋根付広場の基準(幅、構造、広さ、等) ・休憩所及び管理事務所の基準(幅、構造、等) ・野外劇場及び野外音楽堂の基準(幅、構造、勾配、等) ・駐車場(設置、幅、表示、等) ・便所(構造、設置、等) ・水飲場及び手洗場(構造) ・掲示板及び標識(構造、標識) 	平成25年4月1日	公園課 04-2998-9196
所沢市道路の構造の技術的基準等を定める条例	道路法	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準について、設計車両、建築限界及び橋、高架の道路等の設計自動車荷重に係る基準を除き、条例委任 都道府県道及び市町村道の道路管理者が設ける道路標識の様式等に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識(これらに付随する補助標識を含む。)の寸法及び文字の大きさに係る基準を条例委任 自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金、駐車することができる時間以外の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項(徴収方法及び割増金の徴収に係る注意事項等)に係る標識の表示基準を条例委任 	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、道路法の一部が改正されたため、道路構造の技術的基準、道路標識の寸法及び自転車駐車場等の駐車料金等の表示について、条例で定めることとなりました。</p> <p>条例制定に当たっては、①道路構造令及び標識令等に対応可能な規定は準用する。②当市の地域特性に関連のない項目(高速自動車道、登坂車線、軌道敷等)は条例化しない。③当市の道路状況を踏まえ、施策として必要な独自規定を設ける。以上の考えを持って決めました。</p> <p>当市の独自の規定については、①第3種第5級及び第4種第4級の車道の幅員については、計画交通量が極めて少ない等の場合の幅員を3.2mとする基準を設け、車道と路肩(幅員0.5m×2)とを併せた道路の幅員を4.2mとしました。②車道を通行する自転車の安全確保、歩道を通行する歩行者の安全確保のため、1m以上の自転車通行帯の基準を設けました。</p>	平成25年4月1日	建設総務課 04-2998-9171

条例名	根拠法律名	条例に委任された内容	条例の概要	施行日	所管課
所沢市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を条例委任	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたため、移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準について、条例で定めることとなりました。条例制定に当たっては、①移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令で対応可能な規定は準用する。②当市の地域特性に関連のない項目(路面電車停留所等)は条例化しない。以上の考えを持って決めました。	平成25年4月1日	建設総務課 04-2998-9171
所沢市布設工事監督者を配置する水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例	水道法	・布設工事監督者(水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者)の配置に関する基準を条例委任 ・布設工事監督者の資格に関する基準を条例委任 ・水道技術管理者の資格に関する基準を条例委任	これまで全国一律に定められていた布設工事監督者(水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者)の配置に関する基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する基準を、政令で定める基準を参酌して、地方公共団体が条例で定めることとされました。そこで、当市の状況を基に現行の政令の基準を検討した結果、当市が設置していない簡易水道及び専用水道に関する部分、及び、当市の職員の中から指名している布設工事監督者の資格に関し、該当者のいない旧制学校の卒業者に関する部分を除き、国の定める基準の内容を条例基準として決めました。	平成25年4月1日	水道部総務課 04-2921-1084
所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準を条例委任	これまで全国一律に定められていた市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の基準について、政令で定める基準を参酌して、地方公共団体が条例で定めることとされました。現行の政令の基準及び運用実績を検討した結果、本市において適切であると判断したため、国の定める基準の内容を条例基準として決めました。	平成25年4月1日	資源循環推進課 04-2998-9146
所沢市都市公園条例の一部を改正する条例	都市公園法	・都市公園の配置及び規模(街区公園…0.25ha、近隣公園…2ha等)に関する技術的基準を条例委任 ・都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積割合(敷地面積の2%を超えてはならない)に関する基準を条例委任	都市公園法施行令を参酌し、次のことについて条例で決めました。 ・住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準 ・地方公共団体が都市公園を設置する場合の配置及び規模の基準 ・都市公園の設ける公園施設の建築面積の基準及び特例が認められる公園施設の建築面積の基準	平成25年4月1日	公園課 04-2998-9196

条例名	根拠法律名	条例に委任された内容	条例の概要	施行日	所管課
所沢市下水道条例の一部を改正する条例	下水道法	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の構造の技術上の基準(雨水吐及び水処理施設の構造に関する基準を除く。)を条例委任 ・終末処理場の維持管理に関する基準を条例委任 ・都市下水路の維持管理に関する基準を条例委任 	<p>これまで全国一律に定められていた、公共下水道の構造及び都市下水路の構造・維持管理に関する技術的基準等を、政令の基準を参酌して、地方自治体で定めることとされました。政令の基準を検討し本市の実情を鑑みた結果、本市に該当しない、流域下水道、雨水流域下水道、処理施設にかかる基準を除いて、政令の基準の内容を条例基準として決めました。</p> <p>ただし、マンホールの蓋については、本市の独自基準として「浮上及び飛散を防止することができる」を追加しました。</p>	平成25年4月1日	下水道総務課 04-2998-9213
所沢市営住宅条例の一部を改正する条例	公営住宅法	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅の整備基準を条例委任 ・共同施設の整備基準を条例委任 ・公営住宅の入居者資格のうち、住宅に困窮する低額所得者としての入居収入基準を条例委任 	<p>これまで全国一律に定められていた公営住宅及び共同施設の整備基準並びに公営住宅の入居収入基準について、国土交通省令で定める基準を参酌して事業主体が条例で定めるものとされました。</p> <p>市営住宅等の整備基準については、国から示された「公営住宅等整備基準」を参酌し、同等の内容を定めました。</p> <p>また、市営住宅の入居収入基準については、市の独自基準として、裁量階層世帯(特に居住の安定を図る必要があり、入居収入基準が一般世帯(世帯の所得控除後収入月額158,000円)よりも緩和される世帯で、収入月額214,000円)の対象を、小学校未就学の児童のいる世帯から義務教育終了前(中学校卒業前)の児童のいる世帯へ、精神障害2級又は精神障害2級に相当する知的障害者(児)のいる世帯から、精神障害3級又は精神障害3級に相当する知的障害者(児)のいる世帯へ拡大しました。</p>	平成25年1月1日	都市整備課 04-2998-9208